

令和 4 年 8 月 30 日
建設・水道常任委員会資料
都市整備部歴史まちづくり推進課

宇治市景観計画の変更について

報告事項 4

宇治市景観計画の変更について

宇治市景観計画の変更について、次のとおり報告するものです。

令和 4 年 8 月 30 日提出

宇治市長 松村 淳子

宇治市景観計画の変更について

宇治市景観計画については、平成 20 年の策定以降、14 年間運用してきたところであり、この間、平成 21 年と平成 24 年には、重点区域の拡大を行うなど良好な景観の形成に向け、充実を図ってきたところです。

一方、計画区域においては、田園や山麓・山間地域など、市街地とは異なる景観の誘導が求められる地域もあり、景観計画の見直しに取り組むことといたします。

1. 宇治市景観計画の概要

①景観計画・景観行政団体とは

景観計画とは、平成 16 年施行の景観法に基づき景観行政団体が策定する、良好な景観の形成に関して定める、景観行政を進めるうえで基本となる計画。

景観行政団体とは、景観行政を担う団体で政令市・中核市・都道府県及び、都道府県知事との協議・同意を得たその他市町村をいい、宇治市は平成 17 年に景観行政団体となった。

②景観計画区域…市域全域

③策定年度…平成 20 年 4 月

計画変更…平成 21 年度 重点区域（白川地区）の拡大
平成 24 年度 重点区域（黄檗地区）の拡大

④計画区域区分

区 域	地 区
一般区域	A～G 地区（7 地区）
重点区域	中宇治・白川・黄檗の 7 地区
	重点区域内の沿道地区（8 地区）

⑤景観法に基づく届出対象

区 域	届出対象行為
一般区域	大規模建築物等（高さ 20m・建築面積 1000 m ² 以上・最長部の長さ 50m以上）及び面積 300 m ² 以上の開発行為における造成等
重点区域	全ての建築物等の新築・増築・改築等及び面積 300 m ² 以上の開発行為等、垣・柵・塀の設置及び高さが 5m を超える木竹の伐採のうち道路等公共の場所から見えるもの。

2. これまでの取組みと評価・課題

地区名称		これまでの取組	評価	課題
一般区域	A 世界遺産背景地区	大規模建築物等の色彩や意匠形態、開発事業での造成に伴う擁壁やフェンスの色彩、植栽配置について誘導を図ってきた。 また、携帯電話基地局等については、色彩について誘導を図ってきた。	市街地では大規模建築物等の、意匠・形態や色彩について、誘導を図っている。一部風致地区に指定されている区域については、併せて誘導を図っており、現在の取組を継続する。	G 地区を含め、市街地では、旧街道沿道での景観形成の検討など、地域のまちづくりと合わせて進めていく必要がある。
	B 歴史的遺産周辺地区			
	C 宇治橋下流地区		主として市街地での大規模建築物等への、誘導を図っているが、田園・山麓・山間地区での木竹の伐採や造成等への景観特性に応じた景観誘導に対応しきれないため、地区の分割を検討する。	
	D 市南北玄関地区			
	E 主要幹線道路沿道地区			
	F 工業地区			
	G 市街地・田園・山麓・山間地区			
重点区域	重点1 中央玄関口地区	建築物等について、意匠形態・色彩等について誘導を図り、まちなみ景観の保全を図るとともに、景観重要建造物指定や大型事業での景観形成にも取り組んでいる。 ・景観重要建造物指定 寺川家土蔵 昇苑組みひも ・大型事業 塔の島地区改修工事 天ヶ瀬ダム再開発事業 JR 奈良線複線化に伴う宇治川橋梁	特別風致や風致地区指定と併せ、建築物等について、意匠形態や植栽・色彩について誘導を図るとともに、景観重要建造物指定など、まちなみ景観の形成を進めている。 また、大型事業についても景観形成について取り組んでいる。 今後も、引き続き景観保全を図るとともに、きめ細かな景観形成に取り組む。	景観重要建造物指定や、景観形成助成によるまちなみ景観の保全を進めていく必要がある。
	重点2 世界遺産周辺地区			
	重点3 世界遺産保全及び特別風致地区			
	重点4 白川集落築			
	重点5 白川集落周辺地区			
	重点6 萬福寺周辺地区			
	重点7 黄檗駅周辺地区			
	沿道景観地区			

3. 宇治市景観計画変更の概要

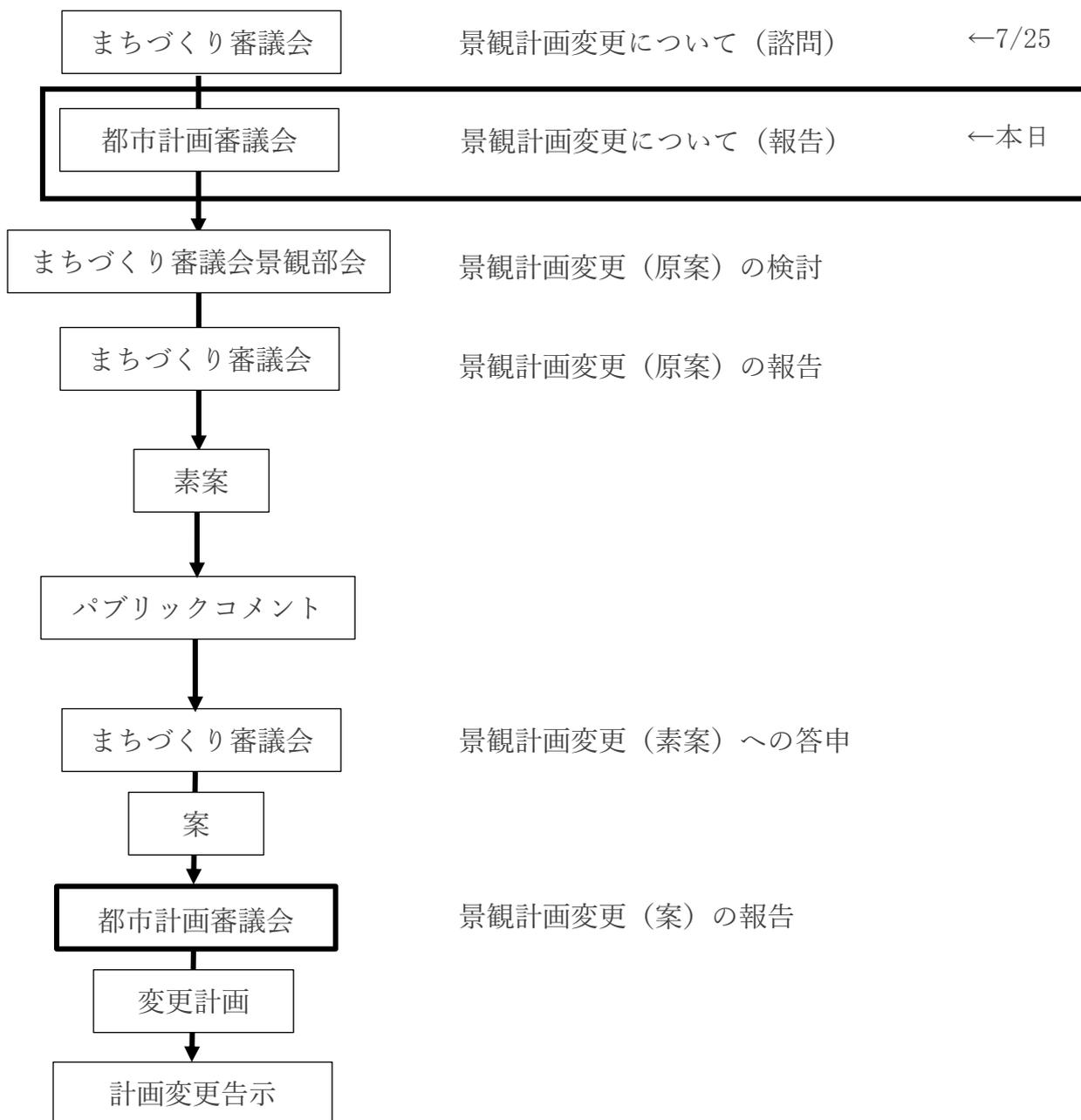
①景観計画 G 地区の分割

景観特性に応じて区域を分割し、眺望景観（山並みやスカイライン）保全や田園景観の保全など、きめ細かい景観誘導を図る。

②地区ごとの景観特性の明文化

地区ごとの景観特性や地区の歴史文化等を踏まえた良好な景観の在り方について明文化を行う。

4. スケジュール



宇治市景観計画区域図 イメージ

